別紙２　根拠法令条項

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第 39 号）第一条の規定による改正後の宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）

第２条第１１号、第２条第１２号、第２条第１４号、第４条第２項、第５条第３号～５号、第６条第２号、第６条第３号、第６条第４号ロ、第７条第１項、第７条第２項、第９条第２項、第１０条第１項、第１０条第２項、第１０条第３項、第１３条第２項、第１４条第１項、第１４条第２項、第１６条第２項、第１７条第１項、第１７条第２項、第１８条の２第２項、第１８条の３第１項、第１８条の３第２項、第１９条第１項、第１９条第２項、第２０条第１項、第２０条第２項、第２１条第３号～５号、第２２条第２号、第２２条第３号、第２２条第４号ニ、第２３条第１項、第２３条第２項、第２５条、第２６条第１項、第２６条第２項、第２６条第３項、第２６条第４項、第２８条第１項、第４０条第２項、第５９条

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則（平成 29 年内閣府令第 50 号）

第９条の２第１項、第２項